

浄化槽工事業登録の手引き

令和 7 年 2 月 改 定
宮城県土木部事業管理課

浄化槽工事業を営もうとする場合、その区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければなりません。

なお、**建設業許可（土木工事業、建築工事業、管工事業の3種類に限る）を有している方は**、浄化槽工事業登録に代えて**特例浄化槽工事業者の届出が必要になります。**

目 次

第1部 浄化槽工事業登録の概要

1	浄化槽工事業の登録とは	1 頁
2	登録の有効期間	2 頁
3	登録のための要件	2 頁
4	登録の手続き	3 頁
5	登録を受けたあとは	5 頁
6	変更届の提出	6 頁
7	登録の更新	7 頁
8	廃業等の届出	7 頁
9	建設業許可を取得した場合	7 頁

第2部 特例浄化槽工事業者の届出

1	特例浄化槽工事業者の届出とは	8 頁
2	届出の有効期間	8 頁
3	届出の手続き	8 頁
4	届出をしたあとは	9 頁
5	変更届の提出	10 頁
6	廃業の届出	10 頁
7	建設業許可を失った場合	10 頁

第3部	記載例	11 頁
-----	-----	------

浄化槽工事業登録の手引き

令和 5 年 8 月 改 定
宮城県土木部事業管理課

浄化槽工事業を営もうとする場合、その区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければなりません。

なお、**建設業許可（土木工事業、建築工事業、管工事業の3種類に限る）を有している方は**、浄化槽工事業登録に代えて**特例浄化槽工事業者の届出が必要になります。**

目 次

第1部 浄化槽工事業登録の概要

1	浄化槽工事業の登録とは	1 頁
2	登録の有効期間	2 頁
3	登録のための要件	2 頁
4	登録の手続き	3 頁
5	登録を受けたあとは	5 頁
6	変更届の提出	6 頁
7	登録の更新	7 頁
8	廃業等の届出	7 頁
9	建設業許可を取得した場合	7 頁

第2部 特例浄化槽工事業者の届出

1	特例浄化槽工事業者の届出とは	8 頁
2	届出の有効期間	8 頁
3	届出の手続き	8 頁
4	届出をしたあとは	9 頁
5	変更届の提出	10 頁
6	廃業の届出	10 頁
7	建設業許可を失った場合	10 頁

第3部	記載例	11 頁
-----	-----	------

新

(2) 提出書類（新規・更新）

浄化槽工事業の登録を受けるには、下記に示す申請書類を、浄化槽工事業を営もうとする都道府県知事に提出する必要があります。

提出部数：2部（正本及び控え（写し）（受付印を押印後返戻します））

【提出書類一覧（新規・変更）】

	提出書類	様式	備考
1	登録申請書	様式第1号	・「申請者」欄及び「商号、名称又は氏名」欄について、個人の場合は氏名を、法人の場合は法人名を書くこと ・個人の場合で屋号がある場合は「営業所の名称及び所在地」欄に書くこと
2	誓約書	様式第2号	
3	浄化槽設備士 ・浄化槽設備士免状の写し ・浄化槽設備士証の写し	いずれか	営業所ごとに置かれる浄化槽設備士（少なくとも1名、複数営業所兼務可）が、浄化槽設備士免状の交付を受けた者であることを証する書面
4	登録申請者の調書	様式第3号	・個人の場合は本人について作成 ・法人の場合は役員全員について作成 ・申請者が未成年者の場合は法定代理人（法人の場合はその役員）について作成
5	浄化槽設備士の調書	様式第4号	浄化槽設備士について、他県の営業所のものも含め作成
6	登録申請者（個人）、 浄化槽設備士の住民票抄本	—	住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報の利用を希望されない場合に提出
7	登記事項証明書	—	法人の場合のみ提出
8	委任状	—	・行政書士等の方が代理申請する場合のみ提出 ・委任状（原本）の返還を希望する場合は、委任状（写し）を提出の上、委任状（原本）を提示願います。

→ 住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報の利用を希望する場合には、住民票抄本の添付は不要です。

- ・各申請書類の記載方法は、「第3部 記載例」を参照してください。
- ・当該申請書類の他に確認書類を提出していただく場合があります。

旧

(2) 提出書類（新規・更新）

浄化槽工事業の登録を受けるには、下記に示す申請書類を、浄化槽工事業を営もうとする都道府県知事に提出する必要があります。

提出部数：2部（正本及び控え（写し）（受付印を押印後返戻します））

【提出書類一覧（新規・変更）】

	提出書類	様式	備考
1	登録申請書	様式第1号	・「申請者」欄及び「商号、名称又は氏名」欄について、個人の場合は氏名を、法人の場合は法人名を書くこと ・個人の場合で屋号がある場合は「営業所の名称及び所在地」欄に書くこと
2	誓約書	様式第2号	
3	浄化槽設備士 ・浄化槽設備士免状の写し ・浄化槽設備士証の写し ※ 原本も提示願います。	いずれか	営業所ごとに置かれる浄化槽設備士（少なくとも1名、複数営業所兼務可）が、浄化槽設備士免状の交付を受けた者であることを証する書面
4	登録申請者の調書	様式第3号	・個人の場合は本人について作成 ・法人の場合は役員全員について作成 ・申請者が未成年者の場合は法定代理人（法人の場合はその役員）について作成
5	浄化槽設備士の調書	様式第4号	浄化槽設備士について、他県の営業所のものも含め作成
6	浄化槽設備士の住民票抄本	—	
7	登記事項証明書	—	法人の場合のみ提出
8	登録申請者の住民票抄本	—	個人の場合のみ提出
9	委任状	—	・行政書士等の方が代理申請する場合のみ提出 ・委任状（原本）の返還を希望する場合は、委任状（写し）を提出の上、委任状（原本）を提示願います。

- ・住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報の利用を希望する場合には、住民票抄本の添付は不要です。
- ・各申請書類の記載方法は、「第3部 記載例」を参照してください。
- ・当該申請書類の他に確認書類を提出していただく場合があります。

新

別記様式第10号（第10条関係）

注文者の氏名又は名称	
注文者の住所	郵便番号（ — ） 電話番号（ ） —
施工場所	
着工年月日及び竣工年月日	日 年 月 日 至 年 月 日
工事請負金額	
当該工事に係る浄化槽設備士の氏名及び免状の交付番号	

【添付書類】

- ・処理方式及び処理能力を記載した書面 ・構造図
- ・仕様書 ・処理工程図

6 変更届の提出

登録期間中に登録事項に変更があった場合には、変更があった日から30日以内に變更事項を届け出る必要があります（法第25条第1項）。

なお、變更事項に応じて、下記の添付書類が必要になります。

- ・ **提出書類** : 変更届出書〔様式第7号〕
- ・ **提出部数** : 2部（正本及び控え（写し）（受付印を押印後返戻します））

※ 郵送による提出の場合は、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

【添付書類一覧】

変更する登録事項		添 付 書 類
氏名又は名称、住所	個 人	・住民票抄本（住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報の利用を希望されない場合に提出）
	法 人	・登記事項証明書
代表者の氏名（法人の場合）		・登記事項証明書
営業所の名称及び所在地	個 人	なし
	法 人	・登記事項証明書 （商業登記の変更を必要とする場合のみ）
役 員	就 任	(1)登記事項証明書 (2)誓約書〔様式第2号〕 (3)新たに役員となる方の略歴書〔様式第3号〕
	退 任	・登記事項証明書
	代表者	・登記事項証明書
浄化槽設備士について ・氏名 ・浄化槽設備士免状の交付番号		(1)浄化槽設備士の資格を証する書面 ・浄化槽設備士免状の写し ・浄化槽設備士証の写し } いずれか ※ 原本も提示願います。 (2)浄化槽設備士の調書〔様式第4号〕

旧

別記様式第10号（第10条関係）

注文者の氏名又は名称	
注文者の住所	郵便番号（ — ） 電話番号（ ） —
施工場所	
着工年月日及び竣工年月日	日 年 月 日 至 年 月 日
工事請負金額	
当該工事に係る浄化槽設備士の氏名及び免状の交付番号	

【添付書類】

- ・処理方式及び処理能力を記載した書面 ・構造図
- ・仕様書 ・処理工程図

6 変更届の提出

登録期間中に登録事項に変更があった場合には、変更があった日から30日以内に變更事項を届け出る必要があります（法第25条第1項）。

なお、變更事項に応じて、下記の添付書類が必要になります。

- ・ **提出書類** : 変更届出書〔様式第7号〕
- ・ **提出部数** : 2部（正本及び控え（写し）（受付印を押印後返戻します））

【添付書類一覧】

変更する登録事項		添 付 書 類
氏名又は名称、住所	個 人	・住民票抄本
	法 人	・登記事項証明書
代表者の氏名（法人の場合）		・登記事項証明書
営業所の名称及び所在地	個 人	なし
	法 人	・登記事項証明書 （商業登記の変更を必要とする場合のみ）
役 員	就 任	(1)登記事項証明書 (2)誓約書〔様式第2号〕 (3)新たに役員となる方の略歴書〔様式第3号〕
	退 任	・登記事項証明書
	代表者	・登記事項証明書
浄化槽設備士について ・氏名 ・浄化槽設備士免状の交付番号		(1)浄化槽設備士の資格を証する書面 ・浄化槽設備士免状の写し ・浄化槽設備士証の写し } いずれか ※ 原本も提示願います。 (2)浄化槽設備士の調書〔様式第4号〕 (3)住民票抄本

新

(3) 申請手数料

登録申請に必要な手数料は、下表のとおりです。

宮城県収入証紙を登録申請書〔様式第1号〕の所定の位置に貼付してください。

新 規	33,000円
更 新	26,000円

納入方法は、宮城県収入証紙による納入と窓口でのキャッシュレス決済の2種類です。

キャッシュレス決済についての詳細は、県HPを御確認ください。

URL (https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kaikei/cashless.html)

(4) 申請書類の提出先

登録申請書類は下記のところへ直接持参してください。

宮城県土木部事業管理課 建設業振興・指導班

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1（県庁8階南側）

電話：022-211-3116 ／FAX：022-211-3292

受付時間：午前9時～午前11時30分、午後1時～午後4時30分

5 登録を受けたあとは

① 標識の掲示

浄化槽工事業者は、営業所及び浄化槽工事の現場ごとに、下記の標識を公衆の見えやすいところに掲げなければなりません（法第30条）。

別記様式第8号（第9条関係）

浄化槽工事業者登録票	
氏名又は名称	
代表者の氏名	
登録番号	宮城県知事（登一）第 号
登録年月日	平成 年 月 日
浄化槽設備士の氏名	

備考 浄化槽設備士の氏名は、営業所に掲げる場合にあつては当該営業所に置かれる浄化槽設備士の氏名とし、浄化槽工事の現場に掲げる場合にあつては当該現場に置かれる浄化槽設備士の氏名とする。

② 帳簿の備付け等

浄化槽工事業者は、請け負った浄化槽工事について1件ごとに帳簿を作成し、これを営業所に備えておかなければなりません（法第31条）。また、帳簿には下記の書類を添付する必要があります。なお、帳簿と添付書類は各事業年度の末日で閉鎖し、その後5年間保存しなければなりません。

旧

(3) 申請手数料

登録申請に必要な手数料は、下表のとおりです。

宮城県収入証紙を登録申請書〔様式第1号〕の所定の位置に貼付してください。

新 規	33,000円
更 新	26,000円

(4) 申請書類の提出先

登録申請書類は下記のところへ直接持参してください。

宮城県土木部事業管理課 建設業振興・指導班

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1（県庁8階南側）

電話：022-211-3116 ／FAX：022-211-3292

受付時間：午前9時～午前11時30分、午後1時～午後4時30分

5 登録を受けたあとは

① 標識の掲示

浄化槽工事業者は、営業所及び浄化槽工事の現場ごとに、下記の標識を公衆の見えやすいところに掲げなければなりません（法第30条）。

別記様式第8号（第9条関係）

浄化槽工事業者登録票	
氏名又は名称	
代表者の氏名	
登録番号	宮城県知事（登一）第 号
登録年月日	平成 年 月 日
浄化槽設備士の氏名	

備考 浄化槽設備士の氏名は、営業所に掲げる場合にあつては当該営業所に置かれる浄化槽設備士の氏名とし、浄化槽工事の現場に掲げる場合にあつては当該現場に置かれる浄化槽設備士の氏名とする。

② 帳簿の備付け等

浄化槽工事業者は、請け負った浄化槽工事について1件ごとに帳簿を作成し、これを営業所に備えておかなければなりません（法第31条）。また、帳簿には下記の書類を添付する必要があります。なお、帳簿と添付書類は各事業年度の末日で閉鎖し、その後5年間保存しなければなりません。

(3)住民票抄本（住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報の利用を希望されない場合に提出）

~~→ 住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報の利用を希望する場合には、住民票抄本の添付は不要です。~~

- ・当該申請書類の他に確認書類を提出していただく場合があります。
- ・代理申請の場合は委任状を添付願います。

7 登録の更新

登録の有効期間は5年間です。引き続き浄化槽工事業を営む場合には、登録の満了する30日前までに、登録更新の申請を行ってください。更新手続きを行わないまま、登録の有効期間を経過した場合、登録は効力を失います（法第21条第2項）。

なお、提出書類については新規申請の場合と同じです（P.4参照）。

8 廃業等の届出

登録期間中、下表のいずれかの事項に該当することになったときは、その日から30日以内に浄化槽工事業の廃止の旨を届け出る必要があります（法第26条）。様式は任意ですが、変更届出書〔様式第7号〕の様式を使用してもかまいません。

なお、廃止の後には浄化槽工事業の営業を行うことはできませんが、廃止前に契約を締結したものに限りはこの限りではありません（法第28条第1項）。

廃業等の届出事項	届出者
死亡した場合（個人）	相続人
法人が合併により消滅した場合	その法人の役員であった者
法人が破産手続き開始の決定により解散した場合	破産管財人
法人が合併又は破産手続き開始の決定以外の事により解散した場合	清算人
登録を受けていた都道府県内で浄化槽工事業を廃止した場合	浄化槽工事業者であった個人 浄化槽工事業者であった法人の役員

※ 個人事業者が法人化した場合は、個人の廃業届を提出した後、新たに法人として登録する必要があります。

9 建設業許可を取得した場合

登録期間中、新たに建設業許可（土木工事業、建築工事業、管工事業の3種類に限る）を取得したときには、浄化槽工事業の登録は効力を失います（法第33条第4項）。引き続き浄化槽工事業を営む場合には、新たに特例浄化槽工事業者の届出が必要になります（P.8参照）。

- ・ 住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報の利用を希望する場合には、住民票抄本の添付は不要です。
- ・ 当該申請書類の他に確認書類を提出していただく場合があります。
- ・ 代理申請の場合は委任状を添付願います。

7 登録の更新

登録の有効期間は5年間です。引き続き浄化槽工事業を営む場合には、登録の満了する30日前までに、登録更新の申請を行ってください。更新手続きを行わないまま、登録の有効期間を経過した場合、登録は効力を失います（法第21条第2項）。

なお、提出書類については新規申請の場合と同じです（P.4参照）。

8 廃業等の届出

登録期間中、下表のいずれかの事項に該当することになったときは、その日から30日以内に浄化槽工事業の廃止の旨を届け出る必要があります（法第26条）。様式は任意ですが、変更届出書〔様式第7号〕の様式を使用してもかまいません。

なお、廃止の後には浄化槽工事業の営業を行うことはできませんが、廃止前に契約を締結したものに限りはこの限りではありません（法第28条第1項）。

廃業等の届出事項	届出者
死亡した場合（個人）	相続人
法人が合併により消滅した場合	その法人の役員であった者
法人が破産手続き開始の決定により解散した場合	破産管財人
法人が合併又は破産手続き開始の決定以外の事により解散した場合	清算人
登録を受けていた都道府県内で浄化槽工事業を廃止した場合	浄化槽工事業者であった個人 浄化槽工事業者であった法人の役員

※ 個人事業者が法人化した場合は、個人の廃業届を提出した後、新たに法人として登録する必要があります。

9 建設業許可を取得した場合

登録期間中、新たに建設業許可（土木工事業、建築工事業、管工事業の3種類に限る）を取得したときには、浄化槽工事業の登録は効力を失います（法第33条第4項）。引き続き浄化槽工事業を営む場合には、新たに特例浄化槽工事業者の届出が必要になります（P.8参照）。

第2部 特例浄化槽工事業者の届出

1 特例浄化槽工事業者の届出とは

建設業許可（土木工事業、建築工事業、管工事業の3種類に限る）を受けている建設業者が浄化槽工事業を開始したときは、浄化槽工事業の登録に代えて、特例浄化槽工事業者の届出が必要となります（法第33条第3項）。（申請手数料は不要です。）

この届出は、登録の場合と同様、営業所の有無にかかわらず、実際に浄化槽工事を行う区域を管轄するすべての都道府県に届け出る必要があります。

2 届出の有効期間

届出の有効期間は、建設業許可（土木工事業、建築工事業、管工事業の3種類に限る）を得ている期間です。よって、建設業許可を有している限り、一度届出を行えば、改めて届出（変更の届出を除く）をする必要はありません。ただし、建設業の許可は5年で更新され、許可番号及び許可年月日が変わりますので、この場合には変更届を提出する必要があります。

3 届出の手続き

特例浄化槽工事業者の届出に際しては、下記に示す届出書類を、浄化槽工事業を営もうとする都道府県知事に提出する必要があります。

・提出部数：2部（正本及び控え（写し）（受付印を押印後返戻します））

※ 郵送による提出の場合は、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

【提出書類一覧】

	提出書類	様式	備考
1	特例浄化槽工事業者届出書	様式第11号	・「届出者」欄及び「商号、名称又は氏名」欄について、個人の場合は氏名を、法人の場合は法人名を書くこと ・個人の場合で屋号がある場合は「営業所の名称及び所在地」欄に書くこと
2	・建設業許可通知書の写し ・建設業許可証明書	いずれか	
3	浄化槽設備士 ・浄化槽設備士免状の写し ・浄化槽設備士証の写し ※ 原本も提示願います。	— いずれか	営業所ごとに置かれる浄化槽設備士（少なくとも1名、複数営業所勤務可）が、浄化槽設備士免状の交付を受けた者であることを証する書面（浄化槽設備士の配置に関してはP.2参照）
4	浄化槽設備士の調書	様式第4号	浄化槽設備士について、他県の営業所のものも含め作成
5	浄化槽設備士の住民票抄本	—	住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報の利用を希望されない場合に提出
6	委任状	—	・行政書士等の方が代理申請する場合のみ提出 ・委任状（原本）の返還を希望する場合は、委

第2部 特例浄化槽工事業者の届出

1 特例浄化槽工事業者の届出とは

建設業許可（土木工事業、建築工事業、管工事業の3種類に限る）を受けている建設業者が浄化槽工事業を開始したときは、浄化槽工事業の登録に代えて、特例浄化槽工事業者の届出が必要となります（法第33条第3項）。（申請手数料は不要です。）

この届出は、登録の場合と同様、営業所の有無にかかわらず、実際に浄化槽工事を行う区域を管轄するすべての都道府県に届け出る必要があります。

2 届出の有効期間

届出の有効期間は、建設業許可（土木工事業、建築工事業、管工事業の3種類に限る）を得ている期間です。よって、建設業許可を有している限り、一度届出を行えば、改めて届出（変更の届出を除く）をする必要はありません。ただし、建設業の許可は5年で更新され、許可番号及び許可年月日が変わりますので、この場合には変更届を提出する必要があります。

3 届出の手続き

特例浄化槽工事業者の届出に際しては、下記に示す届出書類を、浄化槽工事業を営もうとする都道府県知事に提出する必要があります。

・提出部数：2部（正本及び控え（写し）（受付印を押印後返戻します））

【提出書類一覧】

	提出書類	様式	備考
1	特例浄化槽工事業者届出書	様式第11号	・「届出者」欄及び「商号、名称又は氏名」欄について、個人の場合は氏名を、法人の場合は法人名を書くこと ・個人の場合で屋号がある場合は「営業所の名称及び所在地」欄に書くこと
2	・建設業許可通知書の写し ・建設業許可証明書	いずれか	
3	浄化槽設備士 ・浄化槽設備士免状の写し ・浄化槽設備士証の写し ※ 原本も提示願います。	— いずれか	営業所ごとに置かれる浄化槽設備士（少なくとも1名、複数営業所勤務可）が、浄化槽設備士免状の交付を受けた者であることを証する書面（浄化槽設備士の配置に関してはP.2参照）
4	浄化槽設備士の調書	様式第4号	浄化槽設備士について、他県の営業所のものも含め作成
5	浄化槽設備士の住民票抄本	—	
6	委任状	—	・行政書士等の方が代理申請する場合のみ提出 ・委任状（原本）の返還を希望する場合は、委任状（写し）を提出の上、委任状（原本）を提示願います。

			任状（写し）を提出の上、委任状（原本）を提示願います。
--	--	--	-----------------------------

- 住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報の利用を希望する場合には、
→ 住民票抄本の添付は不要です。

- 各申請書類の記載方法は、「第3部 記載例」を参照してください。
- 当該提出書類の他に確認書類を提出していただく場合があります。
- 届出に対して通知等はお出ししません。受付印が押された控えが届出をしたことを証する書面となりますので、大切に保管してください。**

4 届出をしたあとは

特例浄化槽工事業者については、浄化槽工事業者と同様の義務が課せられています（法第33条第2項）。したがって、営業所ごとに浄化槽設備士を置かなければならず、浄化槽工事を行うときは、浄化槽設備士に実地に監督させなければなりません。また、標識の掲示及び帳簿の備付け等も、登録を受けた浄化槽工事業者同様に義務づけられています。（詳しい内容はP.5参照）

なお、標識の掲示について、特例浄化槽工事業者は、浄化槽工事業者届出済票〔様式第9号〕を営業所と浄化槽工事の現場に掲げなければなりません。併せて建設業の許可票も掲示しなければならないことに注意してください。

- ※ 浄化槽設備士を置かなければならない営業所とは、浄化槽工事業を営む営業所をいい、建設業法上の許可を受けたすべての営業所が必ずしも浄化槽法上の営業所に該当するわけではありませんので注意してください。

別記様式第9号（第9条関係）

35cm 以上

浄化槽工事業者届出済票	
氏名又は名称	
代表者の氏名	
届出番号	宮城県知事（届一）第 号
届出年月日	年 月 日
浄化槽設備士の氏名	

25cm 以上

備考

浄化槽設備士の氏名は、営業所に掲げる場合にあっては当該営業所に置かれる浄化槽設備士の氏名とし、浄化槽工事の現場に掲げる場合にあっては当該現場に置かれる浄化槽設備士の氏名とする。

- 住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報の利用を希望する場合には、住民票抄本の添付は不要です。
- 各申請書類の記載方法は、「第3部 記載例」を参照してください。
- 当該提出書類の他に確認書類を提出していただく場合があります。
- 届出に対して通知等はお出ししません。受付印が押された控えが届出をしたことを証する書面となりますので、大切に保管してください。**

4 届出をしたあとは

特例浄化槽工事業者については、浄化槽工事業者と同様の義務が課せられています（法第33条第2項）。したがって、営業所ごとに浄化槽設備士を置かなければならず、浄化槽工事を行うときは、浄化槽設備士に実地に監督させなければなりません。また、標識の掲示及び帳簿の備付け等も、登録を受けた浄化槽工事業者同様に義務づけられています。（詳しい内容はP.5参照）

なお、標識の掲示について、特例浄化槽工事業者は、浄化槽工事業者届出済票〔様式第9号〕を営業所と浄化槽工事の現場に掲げなければなりません。併せて建設業の許可票も掲示しなければならないことに注意してください。

- ※ 浄化槽設備士を置かなければならない営業所とは、浄化槽工事業を営む営業所をいい、建設業法上の許可を受けたすべての営業所が必ずしも浄化槽法上の営業所に該当するわけではありませんので注意してください。

別記様式第9号（第9条関係）

35cm 以上

浄化槽工事業者届出済票	
氏名又は名称	
代表者の氏名	
届出番号	宮城県知事（届一）第 号
届出年月日	年 月 日
浄化槽設備士の氏名	

25cm 以上

備考

浄化槽設備士の氏名は、営業所に掲げる場合にあっては当該営業所に置かれる浄化槽設備士の氏名とし、浄化槽工事の現場に掲げる場合にあっては当該現場に置かれる浄化槽設備士の氏名とする。

5 変更届の提出

届出事項に変更があった場合には、変更があった日から 30 日以内に変更事項を届け出る必要があります（法第 33 条第 3 項）。

なお、変更事項に応じて、下記の添付書類が必要になります。

- ・ **提出書類**：変更届出書〔様式第 1 2 号〕
- ・ **提出部数**：2 部（正本及び控え（写し）（受付印を押印後返戻します））

※ 郵送による提出の場合は、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

【添付書類一覧】

変 更 す る 事 項	添 付 書 類
氏名又は名称、住所	なし
代表者の氏名（法人の場合）	なし
建設業許可について（注） ・業種 ・許可番号 ・許可年月日	・建設業許可通知書の写し ・建設業許可証明書 } いずれか
営業所の名称及び所在地	なし
浄化槽設備士について ・氏名 ・浄化槽設備士免状の交付番号	(1)浄化槽設備士の資格を証する書面 ・浄化槽設備士免状の写し ・浄化槽設備士証の写し } いずれか (2)浄化槽設備士の調書〔様式第 4 号〕 (3)住民票抄本（住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報の利用を希望されない場合に提出）

~~・住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報の利用を希望する場合には、住民票抄本の添付は不要です。~~

- ・ 当該申請書類の他に確認書類を提出していただく場合があります。
- ・ 代理申請の場合は委任状を添付願います。

（注）建設業の許可は 5 年で更新され、許可番号及び許可年月日が変更になります。この場合も変更届を提出してください。

例：宮城県知事許可（般－23）第 0 号 → 宮城県知事許可（般－28）第 0 号

6 廃業等の届出

特例浄化槽工事業者が浄化槽工事業を廃止したときは、届出をしている都道府県知事に廃止の旨を届け出る必要があります。様式は任意ですが、変更届出書〔様式第 1 2 号〕の様式を使用してもかまいません。

7 建設業許可を失った場合

建設業許可（土木工事業、建築工事業、管工事業の 3 種類に限る）のすべてを失った場合で、引き続き浄化槽工事業を営む場合は、従来の届出に代えて、新たに登録を受け

5 変更届の提出

届出事項に変更があった場合には、変更があった日から 30 日以内に変更事項を届け出る必要があります（法第 33 条第 3 項）。

なお、変更事項に応じて、下記の添付書類が必要になります。

- ・ **提出書類**：変更届出書〔様式第 1 2 号〕
- ・ **提出部数**：2 部（正本及び控え（写し）（受付印を押印後返戻します））

【添付書類一覧】

変 更 す る 事 項	添 付 書 類
氏名又は名称、住所	なし
代表者の氏名（法人の場合）	なし
建設業許可について（注） ・業種 ・許可番号 ・許可年月日	・建設業許可通知書の写し ・建設業許可証明書 } いずれか
営業所の名称及び所在地	なし
浄化槽設備士について ・氏名 ・浄化槽設備士免状の交付番号	(1)浄化槽設備士の資格を証する書面 ・浄化槽設備士免状の写し ・浄化槽設備士証の写し } いずれか ※ 原本も提示願います。 (2)浄化槽設備士の調書〔様式第 4 号〕 (3)住民票抄本

- ・ 住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報の利用を希望する場合には、住民票抄本の添付は不要です。
- ・ 当該申請書類の他に確認書類を提出していただく場合があります。
- ・ 代理申請の場合は委任状を添付願います。

（注）建設業の許可は 5 年で更新され、許可番号及び許可年月日が変更になります。この場合も変更届を提出してください。

例：宮城県知事許可（般－23）第 0 号 → 宮城県知事許可（般－28）第 0 号

6 廃業等の届出

特例浄化槽工事業者が浄化槽工事業を廃止したときは、届出をしている都道府県知事に廃止の旨を届け出る必要があります。様式は任意ですが、変更届出書〔様式第 1 2 号〕の様式を使用してもかまいません。

7 建設業許可を失った場合

建設業許可（土木工事業、建築工事業、管工事業の 3 種類に限る）のすべてを失った場合で、引き続き浄化槽工事業を営む場合は、従来の届出に代えて、新たに登録を受けする必要があります。したがって、特例浄化槽工事業者の廃業届（様式は任意）を提出し、同時に浄化槽工事業の登録申請を行ってください（P.4 参照）。

る必要があります。したがって、特例浄化槽工事業者の廃業届（様式は任意）を提出し、同時に浄化槽工事業者の登録申請を行ってください（P.4 参照）。

第3部 記載例

記載例

様式第1号	浄化槽工事業者登録申請書	・・・・・・	12頁
様式第2号	誓約書	・・・・・・	14頁
様式第3号	工事業者登録申請者の略歴書	・・・・・・	15頁
様式第4号	浄化槽設備士の調書	・・・・・・	16頁
様式第7号	浄化槽工事業者登録事項変更届出書	・・・・	17頁
様式第11号	特例浄化槽工事業者届出書	・・・・	18頁
様式第12号	特例浄化槽工事業者届出事項変更届出書	・・	20頁
様式第8号	浄化槽工事業者登録票（標識）	・・・・	21頁
様式第9号	浄化槽工事業者届出済票	・・・・	22頁
様式第10号	帳簿	・・・・・・	23頁

第3部 記載例

記載例

様式第1号	浄化槽工事業者登録申請書	・・・・・・	12頁
様式第2号	誓約書	・・・・・・	14頁
様式第3号	工事業者登録申請者の略歴書	・・・・・・	15頁
様式第4号	浄化槽設備士の調書	・・・・・・	16頁
様式第7号	浄化槽工事業者登録事項変更届出書	・・・・	17頁
様式第11号	特例浄化槽工事業者届出書	・・・・	18頁
様式第12号	特例浄化槽工事業者届出事項変更届出書	・・	20頁
様式第8号	浄化槽工事業者登録票（標識）	・・・・	21頁
様式第9号	浄化槽工事業者届出済票	・・・・	22頁
様式第10号	帳簿	・・・・・・	23頁